相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市千田町二丁目四〇三五番地
最後の住所広島県福山市山手町六丁目九番一五号　サンヒルズC一〇三
被相続人　亡　竹原　鉄男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月九日
事務所広島県福山市若松町六番一一号　弁護士法人ばらのまち法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山崎　義明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西予市宇和町皆田三番耕地三六三番地、最後の住所広島県呉市警固屋一丁目一七番一五号　被相続人　亡　佐近　金二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月九日
事務所広島県呉市本通五丁目一番一八一一〇二号
相続財産管理人　司法書士　渡邉　憲三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉南区大字新道寺一三七番地、最後の住所北九州市小倉南区大字新道寺九九番地四　被相続人　亡　前田　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月九日
北九州市小倉北区田町一一二番九号桐友ビル二階　相続財産管理人　山田銀一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県合志市大字幾生三四七三番地、最後の住所不明　被相続人　亡　髙山サジヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をしてください。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年四月九日
熊本県熊本市樋木町一木一七〇番地六
相続財産管理人　髙木　昭次

公示送達

次の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による広島市中山西土地区画整理事業に係る換地処分の通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を公告します。

平成22年４月９日

広島市中山西土地区画整理事業
施行者　広島市中山西土地区画整理組合
代表者　理事長　池田　正明

記

１．書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

氏名	住所
池田兵次郎	不詳
大植清之助	広島市中山町146番屋敷
大谷　源二	広島県安芸郡中山村1248番地
大谷新太郎	不詳
岡田　玉吉	広島県安芸郡中山村138番邸
木谷廣十郎	不詳
佐々木織太郎	不詳
谷崎早之助	広島市中山町141番屋敷
福原　冨藏	不詳
大植清之助	広島市中山町1346番地
大谷　源次	広島市中山町137番邸
大谷新太郎	広島市中山町895番地
岡田　玉吉	広島市中山町138番邸
谷崎早之助	広島市中山町141番邸
折田清五郎	広島市中山町151番邸
石津早太郎	広島市中山町1508番地
植村友次郎	広島市中山町1220番地
山本浪次郎	広島市中山町140番邸
中村　是則	広島市中山町186番地
茶木　爲吉	広島市中山町172番邸
中村才一郎	広島市中山町179番邸
倉田　傳八	広島市中山町180番地
大野　瀧三	広島市中山町127番邸
植村　初三	広島市中山町157番地
正岡政太郎	広島市中山町155番邸
村上　七郎	広島市中山町154番邸
奥田　ヶメ	広島市中山町152番邸
石津勝太郎	広島市中山町129番邸
中本弥一郎	広島市中山町1308番地
大畠平五郎	広島市中山町1237番地
西尾徳太郎	広島市中山町甲642番地の１
吉田今右衛門	広島市中山町142番邸
宮崎　國藏	広島市中山町182番地
中村嘉一郎	広島市中山町822番地
平岡　貞吉	広島市中山町135番地
岩永久太郎	広島市中山町126番邸
中村　元一	広島市中山町125番邸
三宅政太郎	広島市中山町178番地
植村浪次郎	広島市中山町177番地
中部源次郎	広島市中山町175番地
新見冨太郎	広島市中山町174番地
中尾　亀三	広島市中山町173番地
岩永　清三	広島市中山町170番邸
吉川吉次郎	広島市中山町161番邸
吉川平十郎	広島市中山町159番邸
谷口　勘次	広島市中山町976番地
奥村梨太郎	広島市中山町163番邸
中村亀太郎	広島市中山町155番邸
倉野　和平	広島市中山町181番地
山本和三郎	広島市中山町998番地
岡田　常吉	広島市中山町1240番地
小池岸太郎	広島市中山町156番邸
中村　リセ	広島市中山町185番邸
村上外三郎	広島市中山町175番地
高木　信一	広島市中山上一丁目１番19号

２．通知の内容
換地処分通知
⑴　換地明細書
⑵　各筆各権利者別清算金明細書
⑶　位置図、換地図

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成22年４月９日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社シニアコミュニケーション　②東京都知事⑴87323　③代表取締役　山崎伸治　④東京都港区赤坂８－１－19日本生命赤坂ビル７階　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区赤坂８－１－19日本生命赤坂ビル７階　株式会社シニアコミュニケーション　代表取締役　山崎伸治

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成22年４月９日

東京都千代田区紀尾井町３番30号
社団法人不動産保証協会

記

年度番号	商号又は名称	免許証番号	(代表者の)氏名	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平22不保１	有限会社Leel	北海道知事石狩⑴7253	代表取締役　坂上一樹	北海道札幌市北区北16条西４－２－１	1000万円
平22不保２	大有不動産株式会社	北海道知事石狩⑴7298	代表取締役　山本義博	北海道札幌市南区川沿11条１－３－６	〃
平22不保３	株式会社ＲＥＧＡＬ　ＪＡＰＡＮ	宮城県知事⑴5636	代表取締役　遠藤昇一	宮城県多賀城市下馬２－１－15	〃